

売買契約書(案)

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団(以下「甲」という。)と受注者 _____(以下「乙」という。)
とは、別紙仕様書記載の商品(以下「商品」という。)の売買に関し、以下のとおり契約を締結する。

(目 的)

第1条 乙は、商品を甲に売り渡し、甲はこれを乙から買い受ける。

(仕 様)

第2条 商品の仕様は仕様書に定めるとおりとする。

(売買代金)

第3条 商品の売買代金は、_____円(内消費税額_____円)とする。

(納品及び検収)

第4条 乙は、甲指定の場所に平成30年3月28日迄に納品する。甲は納品後直ちに検収を行なう。

- 2 前項の検収の結果、商品が不合格となった場合は、甲が指定する期間内に乙は甲の指示に従って修正し、再検収を受けなければならない。

(費用の負担)

第5条 商品を納入場所に納入し甲に引き渡すまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(売買代金の請求及び支払)

第6条 乙は、売買代金の請求書を、商品の引き渡し後、新国立劇場運営財団総務部情報管理課に送付するものとする。

- 2 甲は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(瑕疵担保)

第7条 商品に瑕疵を発見したときは、甲は乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は、修補と共に損害の請求をすることができる。

(商品の交換)

第8条 商品が事前に指定した仕様と異なるときは、乙は商品が無償で交換しなくてはならない。

(機密の保持)

第9条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、商品の仕様または数量等を変更することができる。この場合において、納品日または売買代金を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

- 2 前項において、乙が損害を受けた時は、甲はその損害を保証しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中に、乙が甲の指示に従わないとき。
- (2) 乙が、指示期間内に契約条項を履行しないとき又は履行する見込みのないとき。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(その他)

第13条 この契約書に定めのない事項については甲乙協議の上これを定める。

本契約の証として本書二通を作成し、両当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都渋谷区本町1丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾 崎 元 規

乙

仕 様 書

1. 件 名

公演記録映像のダビング用機器の購入

2. 目 的

公益財団法人新国立劇場運営財団は、主催公演記録映像の記録媒体をXDCAMに移行しており、その作業を効率的に行うためにダビング用機器を購入する。

3. 納入期限

平成30年3月28日（水）

4. 納品場所

東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場

5. 納品機器

- ① XDCAMプロフェッショナルメディアステーション XDS-PD1000/A 一式
- ② 電源コード
- ③ ①および②は新品であり、メーカーの保証期間が納入から1年以上であること

6. 検収

受注者は、仕様書に即した納品物を納入期限までに提供するものとし、財団担当者はそれを用いて検収を行うこととする。

以 上